

平成30年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成30年5月2日（水）

時 間：13：30～15：00

会 場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委 員 阿部委員、大友委員、金子委員、北村委員、黒木委員、佐藤委員、田部井委員、西口委員
事務局 小川総務部長、須合行政管理課長、小川行政管理班長、橋本主査、鈴木主査補、岩本主任主事
傍聴人 なし

審議会開催に先立ち、市長より委嘱状が交付され、挨拶がありました。

1 審議

審議に先立ち、事務局職員及び委員の自己紹介が行われました。

また、事務局より、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会の概要について説明を行いました。

（1）会長・副会長の選出について

事務局

審議会条例第5条により会長及び副会長を置き、委員の互選により定めると規定されております。まず会長の選出についていかがいたしましょうか。

委 員

西口委員にお願いできればと思います。

事務局

皆さんよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

（西口委員了承し、西口委員が会長となりました。）

事務局

以後の進行は会長にお願いします。

会 長

副会長の選出についてですが、いかがいたしますか。無いようでしたら、前回副会長でいらした阿部委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかが

でしょうか。

(阿部委員了承し、阿部委員が副会長となりました。)

会 長

会長副会長が選出されましたので、本日の議題に移りたいと思います。

(2) 審議会の会議公開等について

ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

会 長

審議事項(2)アについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

会議公開を行うに当たり、定めていただく手続等について、ご説明させていただきます。まず1つ目のアですが、会議の一部を非公開とする場合の決定方法です。お手元の資料の佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱をご覧ください。第1条の主旨で、佐倉市情報公開条例第20条に規定する審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるとされております。佐倉市情報公開条例第20条で会議は原則公開するものとなっております。ただし、いくつかの例外が設けられており、例えば審議内容に個人情報が含まれる場合など、不開示情報に該当するような審議事項を扱う場合は、審議会の決定によりその会議の一部又は全部を非公開とすることができます。要綱の第3条をご覧ください。会議を非公開とする場合の決定について定められております。会議非公開の決定方法については、会議における議決、委員全員による個別の承認、あらかじめ指名された委員による承認、その他審議会が定める方法の4種類の中からお決めいただくこととなっております。第2項により非公開の決定は、会議開催の1週間前までに行うものとされています。

ここ数年、会議を非公開としたことはございませんでしたが、前回までの審議会において、あらかじめ指名された委員による承認として、会長・副会長に事務局から相談させていただき決定するという方法を採用しておりますので、今後の審議会において、どのような方法を採用するか、審議をお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局から説明があった会議の一部非公開の決定についてですが、この決定のために委員のみなさんに集まっていたかどうかというのは大変だと思いますので、みなさんがよろしければ、前回同様、会長、副会長に一任していただくということでもよろしいでしょうか。

(各委員了承)

イ 傍聴要領について

会 長

次のイについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱と傍聴要領案をご覧ください。要綱第5条第4項に審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように傍聴要領例を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会場内の秩序維持に努めるものとしてされておりま

す。
前回までの審議会において、別紙の傍聴要領案を傍聴要領として採用しておりますが、こちらについては、審議会において変更することができますので、内容についてお決めいただきたいと思ひます。

会 長

それではみなさん内容のご確認をお願いいたします。特に変更点がなければ、この内容で同意いただいてよろしいでしょうか。

(各委員了承)

ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

会 長

次のウについて事務局より説明をお願いします。

事務局

会議公開要綱の7条をご覧ください。審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとして定められており、作成した会議録については、ホームページと市政資料室で公表することとなります。本審議会の会議録について、全文筆記とするか要録とするか、発言された委員の個人名を記載するかどうか、作成された会議録の最終的な確認方法をどうするか、の3点について決定する必要がございます。これまでの審議会では、会議録の作成方法は要録という方法をとっており、発言された委員の個人名は表記せず、委員という表記としておりました。また、会議録の確認方法については、会長・副会長に確認していただき確定するという方法をとっておりました。こちらについては、審議会において変更することができますので、内容についてお決めいただきたいと思ひます。

会 長

みなさんにお諮りしたいことは3点ございます。会議録について全文筆記とするか要録とするか、委員の発言について委員名をどうするか、会議録の確認方法について何かご意見はございますか。

会 長

意見がないようでしたら、前回までと同様に、会議録は要録とし、委員の個人名は記載せず、委員という記載にしたいと思いますがいかがでしょうか。また会議録の確認方法についても会長・副会長に一任していただくということでもよろしいでしょうか。

(各委員了承)

それでは、次の事項について、事務局から報告をお願いします。

2 報告

(1) 平成29年度情報公開制度の実施状況について

事務局

「佐倉市の情報公開 平成29年度情報公開制度実施状況報告書」に基づき、平成29年度の情報公開制度の実施状況を報告いたします。

資料の2ページ「1-1 開示請求の処理状況」をご覧ください。

平成29年度の開示請求の処理状況につきましては、延べ48人の方から115件の公文書について開示請求がありました。開示の内容については、全部開示が58件、部分開示が52件で開示した文書の合計が110件となっております。そのほか、7条各号による全部不開示が2件、文書不存在による不開示が2件、取り下げが1件となっております。

ここで、佐倉市の情報公開請求制度について簡単に説明させていただきます。

資料の情報公開条例第5条と第7条をご覧ください。

第5条には、市民の方に限らず、どなたであっても、市が保有する公文書の開示を求めることができることが規定されています。また、第7条には、ここに掲げる情報以外は、開示することが原則であることが規定されています。

開示することができない、いわゆる不開示情報は7種類ありまして、第7条の(1)法令上開示してはいけないとされている情報、(2)個人情報、(3)会社などの法人の利益を害する情報、(4)警察の捜査情報など公共の安全に支障が生じる情報、(5)佐倉市や国において現に検討中の情報で、公にすると意思決定の中立性に支障が生じる情報、(6)佐倉市や国の事務の遂行に支障が生じる情報、(7)佐倉市からの要請に応じて、公にしないと条件で市に提供された情報、となります。

不開示情報が記載されていない公文書については、全部開示(58件)をしますが、不開示情報が記載されている公文書については、不開示部分を黒塗りする部分開示(52件)、すべてが不開示部分に該当したり、不開示部分を黒塗りすると意味のない文書になってしまう、たとえば枠だけになってし

まうといった場合は、全部不開示（2件）とします。

不存在（2件）というのは、公文書の保存期間が経過して廃棄している場合や、そもそも文書が市役所に存在しない場合となります。

「1-2 実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数」をご覧ください。

請求の件数の内訳につきましては、市長部局が104件、上下水道事業管理者が9件、教育委員会が2件で、合計115件となっております。

主なものとしたしましては、公共施設の起債計画書等に関するものが32件（財政課）で全体の約27.8%、職員採用に関するものが16件（人事課）で約13.9%、再生土撤去に関する千葉県の指導文書に関するものが15件（廃棄物対策課）で約13%でございました。

資料の3ページ「1-3 不開示理由別内訳」をご覧ください。

不開示理由の内訳につきましては、部分開示及び不開示となった事例は56件でございます。不開示の理由としたしましては、個人情報によるものが49件、法人等情報によるものが11件（非選定事業者名、印影等）、事務事業執行情報によるものが4件（法人名）となっております。

「1-4 開示請求者の状況」をご覧ください。

開示請求者の区分ですが、48人の方から請求があり、請求者の内訳は、市内にお住まいの方が13人、市外の方が3人、（会社や団体などの）法人等が32団体という内訳となっております。

「1-5 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情等」ですが、昨年度は、情報公開・個人情報保護委員に対する相談や苦情の申出はありませんでした。

「情報公開・個人情報保護委員」ですが、みなさま「情報公開・個人情報保護審議会委員」とは違いまして、市民からの相談などに対応していただく機関として、現在2名の方をお願いをしております。西口会長はそのうちのお1人なのですが、この2年ほどは利用がないのが現状でございます。

「2 市政情報の公表状況」をご覧ください。

市政情報の公表につきましては、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、441件の市政に関する情報を公表しています。

主な内容と件数は、「第12号」「その他」が310件で、主な内容が市長ダ

イアリー、会議録等となっております。他には、「第10号」「統計」が52件で、主な内容が町丁別人口等、「第5号」「環境、保健衛生等」が23件で、主な内容が空間放射線量の測定結果等ございました。

公表の方法につきましては、市政資料室に配架しているものが337件、ホームページで周知しているものが277件となっております。

「3 審議会等の会議の公開に関する運用状況」をご覧ください。

審議会の開催状況は、61の審議会等が90回の会議を開催しております。公開した会議の回数は、87回、その内、会議の一部を非公開とした会議の回数は3回です。

その他に、6の審議会等から会議全般において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則非公開とする旨の決定書が提出されています。これらの審議会等の回数は262回あり、その内239回が佐倉市介護認定審査会となっております。

5ページ「1-3 市政資料室の利用状況」をご覧ください。

市政資料室の利用状況ですが、5,170の方が利用しています。

市政資料室ですが、この1号館の2階にございまして、市の資料を配架し、自由に閲覧することができるスペースとなっております。コピー機も設置しておりますので、有料ではございますが、自由にコピーを取ることもできます。

続きまして、「佐倉市の情報公開 平成29年度情報公開制度実施状況報告書（資料編）」ですが、こちらには具体的な開示請求の処理状況一覧表が記載されております。

5ページをご覧くださいますと、平成8年度から平成29年度までの請求件数が載せられております。

平成28年度は請求件数が89件、公文書件数が225件でしたが、平成29年度は請求件数が48件、公文書件数が115件でありまして、請求件数で41件、公文書件数で110件減少しております。

6ページ以降には、今までの開示請求の主な内容や、昨年度の公表情報の一覧表を掲載しております。

情報公開制度の実施状況につきましては以上です。

会 長

ただいまの報告事項について何かご質問等はございますか。

会 長

環境問題に関する請求が結構あるようですね。

事務局

報道や議会の質問等があつて注目されると、請求が増える傾向があります。平成28年度では、八ッ場ダム関係や市長公用車の運行記録に関する請求が多くありました。

会 長

最近では、残土に関する請求がありますね。

事務局

県から提供を受けた文書なのですが、現在、県が対象者に対し行政指導を行っている最中ということで、開示できないものがありました。

会 長

法人からの請求が多いようですが、主なものは何ですか。

事務局

金入り設計書が多いです。

会 長

プレゼンテーションに関するものも多いようですね。

事務局

内容によっては、法人のノウハウや著作権に関係するものもあり、判断が難しい場合もあります。

会 長

市が保有する情報を業者が必要とするケースも増えてくると思いますがどうですか。

事務局

法人の活動に使用されるケースが増えていきます。

会 長

医療情報等ビッグデータを利用したい業者も出てくるのではないのでしょうか。

事務局

医療情報は、国において、個人情報保護制度の中で、匿名加工情報として制度化されています。

(2) 平成29年度個人情報保護制度の運用状況について

会 長

他に質問等がないようでしたら、平成29年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

平成29年度個人情報保護制度状況報告書について報告させていただきます。

まず、保有個人情報取扱事務の届出等につきましてご説明いたします。佐倉市個人情報保護条例第6条に「実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するものを新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。(1)保有個人情報取扱事務の名称、(2)保有個人情報取扱事務の目的、(3)保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称、(4)保有個人情報の対象者の範囲、(5)保有個人情報の記録項目、(6)前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」と定められております。第6条の規定により届け出がされている平成29年度末の保有個人情報取扱事務総数は655件です。内訳は、福祉部が120件と一番多くなっています。保有個人情報取扱事務の届出事項のうち、住所、氏名、生年月日等の戸籍的事項が655件中653件で99.8%と最多となっております。

次に、保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況についてご説明いたします。佐倉市個人情報保護条例第8条には、「実施期間は保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用することをしてはならない。」と定められており、実施機関内部であっても個人情報の利用が制限されています。しかし、第8条1項の但し書きには、(1)法令等に定めがあるとき、(2)本人の同意があるとき、(3)出版、報道等により公にされているとき、(4)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、(5)前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき、に限って保有個人情報の目的外利用が認められております。

まだ条例第8条2項の規定により、保有個人情報の目的外利用をした際は、審議会に報告することが義務づけられていますことから、昨年度の目的外利用の実績について報告いたします。

平成29年度に行われた目的外利用は18件です。なお、経常的な目的外利用として届け出がされているものは除かれます。

続きまして、保有個人情報取扱事務に係る外部提供についてご説明いたします。保有個人情報の外部提供につきましても、目的外利用と同様に条例で規制されております。第9条1項の但し書きには、(1)法令等に定めがあるとき、(2)本人の同意があるとき又は本人に外部提供するとき、(3)出版、報

道等により公にされているとき、(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、(5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき、に限って保有個人情報の外部提供が認められております。

このうち第5号の「審議会の意見を聴いた上で・・・」とありますが、これらについては、すでに類型化されております。詳細につきましては、佐倉市個人情報保護条例解釈運用基準をご参照ください。

保有個人情報の外部提供についても、条例第9条2項の規定により、外部提供をした際には、審議会への報告が義務付けられておりますことから、昨年度の外部提供の実績について報告いたします。

平成29年度において実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は274件で、主な外部提供先は、警察署が151件となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会に対する回答となっております。

最後に保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の件数及びその処理状況につきましてご説明いたします。佐倉市個人情報保護条例第16条の規定により、保有個人情報についても、当該情報に含まれる不開示情報（第三者の個人情報等）を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないとされております。また、開示された個人情報に誤りがあった場合には、訂正、利用停止の請求ができます。

平成29年度は24人の方から25件の公文書の開示請求があり、全部開示が16件、部分開示が8件、不存在が1件となっております。主なものは、要介護認定に係る介護認定調査票・主治医意見書16件です。

訂正・利用停止請求の件数及びその処理状況につきましては、平成29年度はありませんでした。

情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情につきましては、平成29年度はありませんでした。

また、資料編の中で、外部提供の状況や目的外利用の状況について一覧を掲載しております。個人情報保護制度の運用状況についても、平成17年度からの実績を掲載しております。

会 長

ただいまの報告事項について何かご質問等はございますか。

委 員

訂正、停止請求が無いことの理由は何でしょうか。

事務局

例えば、要介護認定の決定に関する開示請求があり、その決定内容に対して意見があった場合、担当課の職員と直接話をする事ができるので、そこで納得をいただいたこともあるものと思われます。

委員

個人情報の提供の制限についての説明はありますか。

事務局

先ほどの「保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について」のところで説明した内容となります。

委員

請求者が各課にどのような書類があるか分かっておらず、大量の請求をしたときは、どのように対応するのですか。

事務局

〇〇に関する文書一式という場合は、請求者、担当部署の職員、情報公開担当の職員の三者で、請求者が望む公文書を特定した上で、請求していただくようにしています。

委員

請求文書が大量になる場合は、事前にどういうものが必要なのか特定してから請求してもらうということですか。

事務局

そうです。

委員

企業は利益を求めて活動するので、情報を有効に使いたいという思いがある一方で、個人情報保護の問題もあるので、どこまで商業ベースで利用できるのかという問題もあります。情報の有効活用ができているのは、特定の業者かもしれません。

委員

個人情報の運用状況で、不存在が1件ありますが、既に廃棄されていたのか、又はそもそもなかったということですか。

事務局

個人情報保護制度運用状況報告書資料編の1ページ受付番号11番の事例で、平成8年及び平成9年に市から出した都市計画税異動通知書に関し、市が納税義務者に対し手紙を渡したとして、この手紙に対する開示請求でありましたが、その手紙の存在自体が今となっては不明であり、仮に存在していたとしても、すでに保存期間が経過して廃棄されていたということになります。

委員

開示決定までの期間はどのくらいですか。

事務局

情報公開、個人情報ともに、原則として、開示請求があった翌日から起算して14日以内となっています。

委員

通常の自己情報の開示請求以外の方法を示すこともありますか。

事務局

案内をすることもあります。例えば、亡くなった方の介護認定に関する請求で、亡くなった方の親族が請求者として請求してもらうケースがあります。

委員

例えば、医療に関する請求だったら、市へ請求するのではなく、医療機関にダイレクトに請求したりはしないのですか。

事務局

そのようなケースもあるかもしれません。市に請求があった場合は、市から医療機関に意見照会をし、市の保有個人情報を開示しております。

会長

他に質問や意見はありませんか。無いようでしたら、本日の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。